



# 東京地裁知財部調査官の 業務内容

首席審判長 阿部 寛

## 1 はじめに

平成14年4月から平成17年3月までの3年間にわたり、東京地方裁判所調査官として裁判所に勤務する機会がありましたので、その時の経験、感想を少し紹介します。ただし、もう4年以上前のことになるので、少々記憶違いがあるかもしれませんが、その点をご容赦願います。

私が、東京地裁に行った当時は、訴えが提起されてから判決が出されるまで、かなりのスピードアップが図られていて（1年程度で判決が出されていたように記憶しています）、滞貨はそれほどありませんでしたが、新受件数は、現在よりもかなり多かったと思います。そのためか、東京地裁知財部は、平成16年4月から、これまで3か部（民事29部、46部、47部）であったのが、1か部（40部）増えて4か部体制となりました。裁判官は増員されたものの、調査官は7名のままだったので、仕事はかなり忙しかったことを覚えています。

東京地裁知財部は、特許権（実用新案権含む）、商標権、意匠権の他に、著作権、不正競争防止法関連の訴訟事件を主に扱っていて、その他は、職務発明における対価請求事件等を扱っています。職務発明における対価請求事件では、中村氏の青色発光ダイオード事件の200億円判決のときは大騒ぎでした。

それでは、最初に、裁判所調査官について紹介します（以下は、平成14年4月～平成17年3月当時施行されていた法律に基づいています）。

## 2 裁判所調査官とは

裁判所調査官は、裁判所法57条に定められている常勤の裁判所職員です。

裁判所に知財関係の裁判所調査官が配置されたのは、東京高裁が昭和24年、東京地裁が昭和41年、大阪地裁が昭和43年からで、現在、東京高裁（知財高裁）に11名、東京地裁に7名、大阪高裁、地裁に3名の調査官が配属されています。当初、裁判所調査官は、特許庁審判官の経験者のみで構成されていましたが、東京高裁（知財高裁）では、平成14年4月から、東京地裁では、平成15年4月から、特許庁審判官の経験者と弁理士とで構成されるようになりました（東京地裁では、杉村純子弁理士が調査官として配属されました）。専門分野としての内訳は、機械3名、電気、化学それぞれ2名となっています。

裁判所調査官の職務は、自然科学及び特許法等に関する専門的知識を用いて、裁判官の指示により知的財産権関係の審理及び裁判に関して必要な調査を行い、裁判官を補佐するということになっています。

なお、平成17年4月1日より施行された改正法では、裁判所調査官の権限の拡大・明確化を目的として次のように規定が改正されています。

### (1) 裁判所法57条2項関係

「工業所有権又は租税に関する事件」を「知的財産又

は租税に関する事件」と規定し、裁判官の命を受けて調査を行うことに加えて、「他の法律に定める事務をつかさどる」を規定した。

## (2) 民事訴訟法92条の8関係

裁判所調査官についての具体的権限を次のように規定した。

- ア 口頭弁論の期日等において当事者に対する発問又は立証の促し (1号)
- イ 証拠調べの期日において証人等に対する発問 (2号)
- ウ 和解期日において専門的知見に基づく説明 (3号)
- エ 裁判官に対する参考意見の陳述 (4号)

## (3) 民事訴訟法92条の9関係

権限の拡大にともなう中立性を制限的に保証するため、裁判官の除籍及び忌避に関する規定を準用。

裁判所調査官については、以上のとおりですが、具体的にどのような業務を行っているかについては、以下順を追って紹介します。

### 3 東京地裁の裁判所調査官の業務

#### (1) 事件の担当について

事件 (基本的には、特許権、実用新案権のみです。) が調査官室にあがってくると、調査官室室長が、専門性等を考慮して各事件を各調査官に割り振ります。事件の内容は、種々雑多で多岐に亘っているため、事件によっては、室長は、誰に割り振るか悩むところですが、幸い、調査官は、難件ほど担当したいと思っているので、担当は結構スムーズに決まります。

#### (2) 裁判所調査官の具体的業務について

東京地裁知財部では、調査官は、第1回口頭弁論において、法廷に出ることになっています。裁判官が使用する法廷の裏側のエレベータを使用し、法廷の後ろ側のドアから入っていきます。この時は注意が必要です。法廷の後ろ側の中央のドアから入ることは厳禁です。ある調

査官が誤って中央のドアから入ったとき、法廷内の人が全員起立し、あわててそのドアから外に出たという伝説が残っています。中央のドアから入ると、そこは、裁判官席となっています。調査官は、あくまでも、左右のドアから入らなければなりません。

事件が、特許権、実用新案権の場合は、第1回の口頭弁論のあとは、準備手続室での準備手続となります。例外的に、法廷で行うこともあります (ある有名な弁護士は、必ず、法廷で行うよう主張します)。調査官は、基本的には、準備手続には同席しません。

準備手続が何回か行われ、双方の主張が出尽くした時、主任裁判官から調査報告の依頼がきます。通常は、「何月何日に調査報告をお願いします。」という形で依頼が来ます。普通は、1ヶ月から1ヶ月半先の日にちが設定されます。調査官は、複数の事件を抱えているので、依頼された事件を同時に複数抱える場合もあります。その時は、土日を返上して期限までに仕上げることになります。調査報告を仕上げるには、私の場合、通常、2週間かかっていた。また、私がいた当時は、調査報告を作成するにあたっては、必ず、複数の調査官と協議をすることにしていました。協議をすることによって、調査官の頭の整理ができるし、また、明確であると思っていたところでも誤解をしていたと気づかされる場合もあり、調査報告が質の良いものになっていたのではないかと考えています。

調査報告のフォーマットは決まっていません。どの様な形で報告するかは、調査官が自由に決めることになっていました。したがって、前任者の調査報告を参考に、自分の形を決めていくことになります。私の場合は、次の形式で報告書を作成していました。

- ア 特許権の経緯について
- イ 本件特許発明について
- ウ 被告物件 (イ号物件) について
- エ 当事者の主張について (争点整理)
- オ 見解 (争点についての調査官の見解)
  - (ア) 属否について (文言侵害、均等論、間接侵害)
  - (イ) 明らか無効 (当時は、富士通半導体事件の最高裁判決、現在は特許法104条の3)
  - (ウ) 先使用等

調査報告書は、調査報告日の2日前までに、3部提出します。

### (3) 調査報告について

調査報告は、調査報告書にしたがって、裁判長、陪席裁判官、主任裁判官に行います。時間は、だいたい2時間程度ですが、長いときには4時間程度かかる場合もあります。

調査報告にあたって一番重要なことは、結論に至る理由を論理的に説明することです。これはなかなか難しく、最初は苦労しました。他の調査官と協議を重ねることによって、論理が整理され、明確になっていきました。論理的な説明ができていれば、どのような複雑な発明が対象であっても、裁判官は理解してくれます。

調査報告の場の雰囲気は、各部によって全く異なります。これは、裁判長の個性の違いが直接影響しています。調査報告が、冗長で要領を得ないものであると、こっくりこっくりと居眠りをされる場合もあります。このようなことにならないよう調査官は皆努力しました。調査報告では、調査官はかなり鍛えられたのではないかとっています。

調査報告を行っている最中に、裁判官同士で議論になることがあります。その場合は、若手の裁判官でも裁判長に対して自分の意見をはっきりと主張します。裁判長と全く反対の意見でも堂々と主張します。そして、各裁判長、裁判官はそのような意見を良く聞きます。これには、勉強させられました。特許庁の審判の合議体においても、常にそのようであるべきと思いました。

また、ある部では、お茶やお菓子を出してくれる場合もありました。調査報告が長時間かかる場合、調査官はしゃべりっぱなしとなるので、ほっとしたものでした。

### (4) 東京地裁知財部以外の裁判所からの調査依頼について

現在は、特許権、実用新案権の事件に関しては、東京地裁と大阪地裁が専属管轄になっていますが、私が東京地裁に在籍していた当時は、各地方裁判所でも特許権等の侵害訴訟を取り扱っていました。

その時は、名古屋より東(北海道)までの地方裁判所、

高等裁判所からの調査依頼は東京地方裁判所の調査官が担当し、それ以外の西の裁判所からの調査依頼は大阪地方裁判所の調査官が担当することになっていました。

特に、名古屋地方裁判所からの調査依頼が多く、私自身、名古屋には5回ほど出張しました。その時は、名古屋地方裁判所の調査官(3ヶ月ほどですが)としての辞令がです。

名古屋地方裁判所では、調査報告が終わった後、名古屋の現状、特許庁の現状等について、必ず、意見交換していました。非常にフレンドリーに接していただいて、楽しい思い出となっています。

各地方裁判所への調査報告については、調査報告書を送るだけで、出張しない場合も多々ありました。

また、東京地裁の一般民事部からの調査依頼(特許権侵害ではないのですが、特許権がらみの事件について)もたまにありました。

## 4 その他

裁判官の研修のお手伝いをすることもありましたが、裁判官になって、3年目の方が対象だったと思いますが、毎年3月に、埼玉県和光市にある司法研修所で2週間程度行われていました。平成14年度から、知財コースというのが初めて設けられ、その最後に事例研究という科目があり、部総括判事(裁判長)、弁護士と調査官3人で担当することになっていました。1年目は、司法研修所もはじめてで、そもそも、何をしたらいいのか全く分からず、部総括判事のそばに座って、冷や汗をかいていました。3年目になると、様子もわかってきてそれなりにお手伝いのできたのではないかとっていますが、とにかく、精神的につかれる研修でした。

また、調査官室には、いろいろな方が訪れてくれました。司法修習生は、3ヶ月に1回訪れます。そのときは、調査官の仕事等を簡単に紹介することになっていました。中国から、裁判官が訪問されたこともあります。調査官制度に関心があったようで、調査官には、どの様な人がなっているのか等々、非常にたくさんの質問をされたことを覚えています。この裁判官は、非常に若い方で(30~40歳くらいだと思います。)、知財関係の判決をすべてチェックして指導していると言っていたのが印象的でした。

## 5 おわりに

以上、簡単ですが、調査官の業務内容を紹介しました。

当時、事件も多く、知財部は、いかに迅速に結論を出すかに努力していました。また、注目される判決(200億円判決等)も多く、よく、テレビのニュースにも取り上げられていました。そのせいか、東京地裁知財部は、熱気がありました。隣には、破産部があったのですが、訪れる人の印象は全く異なるものでした。

調査官室は、平成15年4月に、杉村純子弁護士を調査官として迎え、今までのアカデミックさに加え、華やかさと、明るさと、活動的な雰囲気となりました。調査官室は、当時、裁判所の13階の角にあって、5月、6月頃は、非常に暑かったのですが、そのような環境の中でも、調査官室で夜遅くまで仕事をしていた時の幽霊騒動の話をしつつ、涼しい環境を提供してくれたのも、杉村氏でした。

特許権を侵害訴訟の場から見るという経験は、非常に勉強になりました。特許庁の審査、審判の場では、拒絶査定信頼性が主に気になっていたところですが、特許の権利としての確実性、信頼性の重要性を再認識させられたところです。また、特許に至る審査の課程は重要で、また、参考文献として提示している文献も、技術水準を把握する上で、重要な役割を果たしていることを認識させられました。

この3年間は、かなり忙しく、土日を返上して仕事をするが多々あり、また、そのような中で、裁判官や書記官の方々とコミュニケーションを図り、また、自己研鑽を積んでいました。今振り返ると、ずっしりと重い3年間であったという思いです。